

協会けんぽ鹿児島支部からのお知らせ



知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。

職場内で回覧をお願いします



あんま・マッサージの正しいかかり方

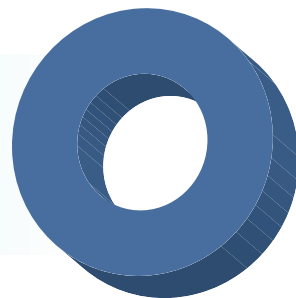
あんま・マッサージの施術について一定の要件を満たす場合は「療養費」として健康保険の対象になります。



Q. 健康保険の対象となるのはどんなとき？

A. 医師があんま・マッサージの施術について同意しているとき！

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められその制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し症状を改善するために、施術が必要と医師が同意している場合が対象となります。



単に疲労回復や慰安を目的としたものや疾病予防のマッサージ等を受けた場合は対象となりません。

～あんま・マッサージ施術を受ける場合の注意事項～

①定期的に医師の同意が必要です

健康保険を使って継続して「あんま・マッサージの施術」を受けるには、6か月ごとに文書による医師の同意が必要です。医師の同意のない施術は、健康保険の対象となりません。

②療養費支給申請書の内容を確認した上で必ずご記入ください

「療養費支給申請書」には、傷病名・日数・金額などが記載されていますので、よく確認した上でご自身でご記入ください。

③領収証は必ずもらいましょう

領収証は医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

【お問い合わせ先】 業務グループ ☎099-219-1734 (自動音声案内①番)

メールマガジン「げんき通信」 会員登録 募集中!

登録
無料

協会けんぽ鹿児島支部では、メールマガジン「げんき通信」を月1回配信しております。健康保険に関する旬な情報や健康づくりのヒントなどを掲載しております。次年度の「保険料率決定」についても臨時号で配信を行いますので、いち早く情報を得られます!

ぜひご登録ください!!

特にメールマガジン登録をお勧めする方

- ☑健康保険委員の方（登録手続きの際に、メールアドレスを記入してください）
- ☑健康保険の手続きをされる方（事務担当の方や保険給付の申請をされる方）
- ☑健康づくりに興味がある方（健康情報を必要とされる方）



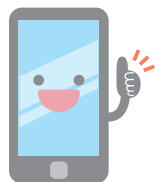
どうやって登録するの？

登録は
簡単!



パソコンから

協会けんぽ鹿児島 メールマガジン



スマートフォンから

二次元コードを読み取り



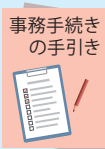
健康保険委員の登録をお願いします!

約2,700名
の方が登録!!

従業員の皆さまと協会けんぽとのパイプ役を担っていただくサポーター「健康保険委員」を募集しています。健康保険委員の役割は、健診や健康づくりの呼びかけや健康保険制度の周知など、「事務ご担当者さまの普段のお仕事内容」です。

登録するとこんな**特典**があります!

- ① 健康保険制度と医療費の仕組みや、健康保険給付の詳しい内容等が満載の**事務手続きの手引き**を送付します!



- ② **健康情報満載の情報誌**を年数回、郵送にてお届けします。



- ③ 健康保険事業の最新情報の提供や専門家を招いての研修会に**優先案内**します。(自由参加・参加費無料・WEB開催も検討中!)



- ④ 活動年数や功績等に応じて「**表彰**」される制度があり、**広報誌に掲載**されます。



負担が
増えるの？

健康保険委員に登録しても、強制的な負担が増えることはありません。
(研修会等への参加は自由です。会費や登録料もかかりません。)

◆登録はFAXで簡単にお申込できます。詳しくは協会けんぽ鹿児島支部のホームページをご確認ください。
申請時に「メールマガジンの登録」のためのメールアドレスを記入いただきますと、メールマガジンにも登録できます。(協会けんぽで代行登録します)

協会けんぽ鹿児島 健康保険委員

【お問い合わせ先】企画総務グループ ☎099-219-1734 (自動音声案内④番)



全国健康保険協会 鹿児島支部

協会けんぽ

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階
TEL: 099-219-1734 (代表) FAX: 099-219-1743

~協会けんぽ鹿児島支部ホームページ~



協会けんぽ鹿児島